香芝市コミュニティバス運行業務委託契約書（案）

１　業　務　名　香芝市コミュニティバス運行業務

２　履 行 場 所　香芝市内全域

３　履 行 期 間　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで（契約締結日から令和９年３月３１日までの間は、業務委託の準備期間とする。）

４　契 約 金 額　金　　円（うち、取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額　金　　円）

５　契約保証金

上記の業務について、発注者及び受注者は、それぞれ対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　奈良県香芝市本町１３９７番地
香芝市
市長　三　橋　和　史

受注者

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この契約書に基づき、仕様書等（仕様書及び発注者の指示を含む。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって、仕様書等により日々履行することとされている業務又は指定する日までに履行することとされている業務について、仕様書等に従い、それぞれの期日又は指定する日（以下「指定期日」という。）までに履行するものとし、発注者は、履行が完了した部分に係る代金を支払うものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第２条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（一括再委託の禁止）

第３条　受注者は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。

（秘密の保持）

第４条　受注者は、この契約上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了後も、同様とする。

（個人情報の保護）

第５条　受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）、香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年条例第２３号）その他法令等に定めるもののほか、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（契約の保証）

第６条　受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかの保証を付さなければならない。ただし、第４号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

⑴　契約保証金の納付

⑵　契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

⑶　この契約に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証

⑷　この契約による債務の不履行により生ずる損害を塡補する履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第４項において「保証の額」という。）は、契約金額の１０分の１以上としなければならない。

３　第１項の規定により、受注者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

４　契約金額の変更があった場合は、保証の額が変更後の契約金額の１０分の１に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求し、受注者は保証の額の減額を請求することができる。

５　第１項の規定にかかわらず、発注者がその必要がないと認めたときは、受注者は、同項の保証を付すことを要しない。

（総括責任者）

第７条　受注者は、業務の管理及び運営に必要な者を総括責任者として選任しなければならない。

２　前項の総括責任者は、業務の円滑な管理及び運営に努め、現場を総括する。

（使用料の徴収）

第８条　受注者は、仕様書等に従い、使用料を徴収するものとする。

２　受注者は、使用料の保管方法について、あらかじめ発注者の承認を得た上で、自らの責任において保管する。

３　受注者は、発注者の指定する帳簿類を整備し、この契約の終了後５年間保存する。

４　この契約が終了した場合において、使用料に係る報告及び払込みが完了していないときは、受注者は、当該報告及び払込みが完了するまで、その義務を負う。

（業務遂行上の名義等）

第９条　受注者は、発注者の名義において委託業務を履行する。

２　受注者は、発注者の指示に従うことにより安全運行上支障があると認められるときは、発注者に対し、理由を付して改善を求めることができる。

（運行計画）

第１０条　受注者は、仕様書等に定める運行区間及び運行時刻に従い、業務を遂行する。

２　運行に関する乗務員への指示は、受注者が行うものとする。

３　積雪、凍結等、安全運行に支障を生ずるおそれがある場合は、発注者又は受注者は、相手方と協議の上、運行を中止することができるものとする。

（施設の使用）

第１１条　受注者は、委託業務履行に必要な範囲において、発注者が所有する施設を使用することができる。

（安全運転注意義務）

第１２条　受注者は、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）を遵守するとともに、次に掲げる事項に留意して業務を遂行しなければならない。

⑴　運行の開始前に、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）に基づく日常点検を行うこと。

⑵　業務中に使用車両を離れなければならない場合は、盗難等の事故が生じないよう、施錠その他の必要な措置を講ずること。

⑶　運行の終了後は、その都度、使用車両の清掃を行い、故障及び損傷の有無を確認すること。

（事故報告等）

第１３条　受注者は、運行中に事故が発生した場合は、道路交通法第７２条の規定に従い適切な措置等を講ずるとともに、次に掲げる措置を講じ、遅滞なく事故報告書を発注者に提出しなければならない。

⑴　事故の相手方の住所、氏名、生年月日及び電話番号並びに相手方の車両の番号及び事業者名等を確認すること。

⑵　証人の確保に努めること。
⑶　事故が軽易なものであっても、事故現場において個人的に示談しないこと
（事故の解決等）
第１４条　受注者は、運行中に事故が発生した場合は、速やかに発注者に報告し、自己の責任において誠実に当該事故を解決しなければならない。ただし、運行に起因しない事故又は不可抗力による事故の処理及び当該事故により生じた損害の負担については、発注者及び受注者が協議の上、決定するものとする。
２　発注者及び受注者は、前項の事故に係る損害賠償の手続及び費用の負担について、この契約及び仕様書の定めに従うものとする。
（契約開始前の引継ぎ）
第１５条　受注者は、この契約の開始に先立ち、仕様書に定めるところにより、前事業者からの業務の引継ぎ（以下「引継業務」という。）を受けるものとする。
２　発注者及び受注者は、引継業務の期間中における事故の解決、損害賠償の負担その他一切の責任関係について、第１４条、第２０条その他のこの契約の各条項を準用するものとする。
（履行報告等）
第１６条　受注者は、仕様書等に定める報告事項について、書面又は口頭により随時報告を行わなければならない。
２　発注者は、受注者に対し、前項の報告に際し、必要に応じて資料の提供を求め、又は立入検査を行うことができるものとし、受注者は、正当な理由なくこれを拒むことができない。
（検査）
第１７条　受注者は、業務を履行したときは、仕様書に定める月次業務報告書を翌月１０日までに発注者に提出し、検査を受けなければならない。
２　受注者は、前項の検査に合格したときをもって、業務の履行を完了したものとする。
（再履行）
第１８条　発注者は、受注者が前条第１項の検査に合格しないときは、期限を指定して再履行を命ずることができる。
２　受注者は、前項の規定により再履行を命ぜられたときは、直ちに再履行しなければならない。この場合において、再履行が終了したときは、直ちに発注者に届け出て、速やかに検査を受けなければならない。
３　前条第２項の規定は、前項の検査について準用する。
（契約代金の支払）
第１９条　受注者は、第１７条第１項又は前条第２項の検査に合格したときは、契約代金の支払を発注者に請求することができる。
２　発注者は、前項の規定により受注者から適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して３０日以内に契約代金を支払わなければならない。
（指定期日の延期等）
第２０条　受注者は、仕様書等により指示された業務を指定期日までに終了することができないときは、その理由を明示して、指定期日前に発注者に対して指定期日の延期を

申し出ることができる。
２　前項の規定による申出があった場合において、その理由が受注者の責めに帰することができないものであるときは、発注者は、指定期日の延期を認めることができる。
（危険負担）
第２１条　この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、原則として受注者がその費用を負担するものとする。ただし、当該損害のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
２　前項の規定にかかわらず、運行中の交通事故による損害の負担その他保険等で対応できない損害の負担については、第１４条の定めに従うものとする。
（契約不適合責任）
第２２条　発注者は、完了した業務（成果物がある場合は、引き渡された成果物を含む。）が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、修補、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者と協議の上、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。
⑴　履行の追完が不能であるとき。
⑵　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
⑶　業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
⑷　前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
（履行遅滞における遅延利息等）
第２３条　発注者は、第２０条第１項の規定による申出があった場合において、その理由が受注者の責めに帰すべきものであるときは、受注者に対して契約金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号。以下「支払遅延防止法」という。）第８条第１項の規定により財務大臣が決定する率により計算した額の遅延損害金の支払を請求することができる。
２　前項の遅延損害金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数は算入しない。
３　受注者は、発注者の責めに帰すべき事由により第１９条第２項の規定による契約代金の支払が遅延した場合においては、発注者に対して未受領の契約代金につき、支払遅延防止法第８条第１項の規定により財務大臣が決定する率により計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。
（契約内容の変更等）
第２４条　発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を

変更し、又は業務を一時中止させることができる。

２　前項の場合において、契約金額又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

（天災その他不可抗力による契約内容の変更）

第２５条　この契約の締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は、相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

（奈良県最低賃金の変動に伴う契約金額の変更）

第２６条　発注者及び受注者は、履行期間中における各年の奈良県地域別最低賃金（以下「最低賃金」という。）の想定年間上昇率を年５パーセント（以下「基準上昇率」という。）とする。

２　最低賃金が改定された場合において、実際の年間上昇率が基準上昇率を上回ったときは、受注者は、発注者に対し、その超過した部分に相当する直接労務費（運行業務従事者の給与及びこれに連動する法定福利費等をいう。以下同じ。）について、翌年度以降の契約金額の変更を請求することができる。

３　最低賃金が改定された場合において、実際の年間上昇率が基準上昇率を下回ったときは、発注者は、受注者に対し、その下回った部分に相当する直接労務費について、翌年度以降の契約金額の減額を請求することができる。

４　前２項の請求があったときは、発注者及び受注者は、改定された最低賃金の公示後速やかに協議を行い、翌年度の初日から適用する新たな契約金額を、書面により定めるものとする。

５　前項の規定により契約金額が改定された場合は、改定後の契約金額を次年度の算定基準価格とし、以降の年度についても同様の基準によりスライド判定を行うものとする。

なお、以降の年度における基準上昇率は、改定後の契約金額を基礎として適用するものとする。

（発注者の解除権）

第２７条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

⑴　受注者の責めに帰すべき事由により、履行期限内に債務の履行が完了しないことが明らかに認められるとき。

⑵　前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、当該違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

⑶　監督官庁により事業の停止処分を受け、又は事業許可、事業免許、事業登録等の取消処分を受けたとき。

⑷　破産手続、特別清算手続、会社更生手続、民事再生手続その他法的倒産手続（この契約の締結後に制定されたものを含む。）開始の申立てを受け、若しくは自ら申し立てたとき、又は私的整理が開始されたとき。

⑸　差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て、租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。

⑹　資本減少、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡、廃止若しくは変更又は会社の分割、合併若しくは解散（法令に基づく解散を含む。）をしたとき。
⑺　前各号に掲げるもののほか、この契約を継続し難い重大な事由が発生したとき。
２　前項の規定により契約が解除された場合は、受注者は、契約金額の１０分の１を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。
３　前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
（暴力団排除に係る解除権）
第２８条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
⑴　役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
⑵　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等していると認められるとき。
⑶　役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
⑷　役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等していると認められるとき。
⑸　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
⑹　下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約（次号において「下請契約等」という。）を締結するに当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
⑺　受注者が第１号から第５号までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
⑻　この契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
２　前条第２項及び第３項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。
（談合等不正行為による解除）
第２９条　発注者は、受注者がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
⑴　公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第６１条第１項の排除措置命令をしたとき。

⑵　公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第６４条第１項の競争回復措置命令をしたとき。
⑶　公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第６２条第１項の納付命令をしたとき。
⑷　受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は第１９８条の罪を犯し、刑に処せられたとき。
２　第２７条第２項及び第３項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。
（契約終了後の引継ぎ等）
第３０条　受注者は、本契約が期間満了又は解除等により終了する場合は、発注者又は次期事業者に対し、本業務が円滑に引き継がれるよう、誠実に協力しなければならない。
２　前項の規定は、この契約の終了後であっても、その完了に要する合理的な期間、その効力を有するものとする。
（損害賠償）
第３１条　受注者がこの契約に違反し、又はこの契約に関し、受注者の故意若しくは過失によって発注者に損害を与えたときは、受注者は、直ちにその損害を賠償しなければならない。
２　第２７条第２項及び第３項の規定（第２９条第２項及び前条第２項において準用する場合を含む。）は、発注者に生じた実際の損害の金額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
３　発注者は、第２７条から第２９条までの規定によりこの契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償し、又は補償することは要しない。
（受注者の解除権）
第３２条　受注者は、発注者がこの契約に違反し、当該違反により業務を履行することが不可能となったときは、この契約を解除することができる。
２　受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、発注者と協議の上、この契約を解除することができる。
⑴　第２４条第１項の規定により、発注者が業務を中止させ、又は中止させようとする場合において、その中止期間が３月以上に及ぶとき、又は履行期間の３分の２以上に及ぶとき。
⑵　第２４条第１項の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、変更後の契約金額が変更前の２分の１以下に減少することとなるとき。
３　発注者は、前２項の規定による解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
（協議解除）
第３３条　発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。
２　発注者は、前項の規定による解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
（契約解除等に伴う措置）
第３４条　契約が解除され、又は受注者がその債務の履行を拒否し、若しくは受注者の債

務について履行不能となった場合において、検査に合格した履行部分があるときは、発注者は、当該履行部分に相当する代金を支払うものとする。

（管轄裁判所）

第３５条　発注者及び受注者の間で訴訟の必要が生じた場合は、発注者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（契約の費用）

第３６条　この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

（補則）

第３７条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者及び受注者が協議して定める。

別　記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１条　受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２条　受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（取得の制限）

第３条　受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第４条　受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（個人情報の適切な管理）

第５条　受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損（第１３条において「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（責任体制の整備）

第６条　受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第７条　受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

２　受注者は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。

３　作業責任者は、仕様書等に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

（従事者の監督及び教育）

第８条　受注者は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。

２　受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならな

い。

（複写及び複製の禁止）

第９条　受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託における条件）

第１０条　受注者は、発注者の承諾を得た場合に限り、この契約による事務の一部を第三者（受注者の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）に再委託をすることができる。再委託先が再々委託を行う場合も、同様とする。

２　発注者は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、次に定める条件を付するものとする。なお、再委託先が再々委託を行う場合も、同様の条件を付するものとする。

⑴　受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。

⑵　前号の場合において、受注者は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

⑶　受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理し、及び監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を報告しなければならない。

⑷　前号の場合において、受注者は、発注者自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況を管理し、及び監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。

（資料等の返還等）

第１１条　受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

２　受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（取扱状況等についての指示等）

第１２条　発注者は、定期に及び必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況及びこの契約の遵守状況について、受注者に対して、必要な指示を行い、報告若しくは資料の提出を求め、又は実地の調査をすることができる。この場合において、受注者は、拒んではならない。

（事故発生時における報告）

第１３条　受注者は、個人情報の漏えい等その他のこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、必要な調査、再発防止のための措置等について発注者の指示に従うものとする。

（損害賠償等）

第１４条　受注者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えたときも、同様とする。

２　発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。